

# 受け入れ 理解と懸念

## 新型肺炎 岡崎の新病院

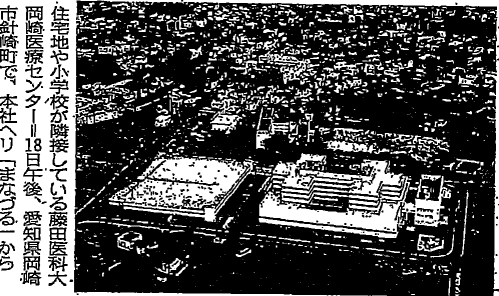
新型コロナウイルス集団感染が起きたクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の乗客乗員の受け入れを控えて、愛知県岡崎市針崎町の藤田医科大学「岡崎医療センター」では18日、準備が整った。病院周辺では「受け入れの場所があつて良かった」と乗客乗員らから感謝の声がある一方、地元住民向けの説明会は「安心できるような話さ」と懸念が相次いだ。感染拡大がもたらした事態に、地域には複雑な思いが交錯した。

岡崎市は18日夕、南部市民センター（同市羽根町）で地元住民への説明会を開いた。厚生労働省側の説明を巡り、不安を持つ住民が詰め寄るなど紛糾した。

市民から不安の声が上がっている。受け入れ、急ぎよ実施を決めた。厚生労働省、海北陸厚生局や県、市の職員、藤田医科大学の関係者七人が出席。受け入れまでの経緯や院内での感染防止の対応策などを説明した。藤田医科大学の担当者は「接触するスタッフを最小限にし、病院内にウイルスを出さないよう万全の対策をすべく」などと理解を求めた。



クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の乗客乗員受け入れに関する住民説明会で、会場に入りきらず入り口付近で説明を聞く住民ら＝18日夕、愛知県岡崎市で



住宅地や小学校が隣接している藤田医科大学針崎町で、本日より「まなびの」から

「センターから見ると場所」に「自宅がある」という女性も「小学二年生の娘が怖がっているが、住民目線での説明ではなかった。厚生労働省の担当者からは「中心部でもなすり、道路を越えて学校まで届くようなくじもあればありえない」などという発言もあり、不謹慎」と憤った。

近隣に住む、小学生の孫娘がいて、この六十代の男性は「百パーセントの安全性は不安は消えないが、どこかが引き受けなければならぬ話だ」と懸念を示した。

## そばに小学校 住民複雑

藤田医科大学「岡崎医療センター」前には18日夜、バスの到着を待つ報道関係者が集まった。四月の開院に向け準備中だったセンターの外來棟と病棟には、日が落ちた午後六時すぎから明かりが点灯した。外來棟の正面玄関は、乗客らの到着に備えてブルーシートで目隠しされた。乗客らは病棟の四階から上の病室で居住するとみられ、日中は教員の職員らが通入口から出入りしシートを運び入れるなど慌ただしい場面もあった。

到着後には病院幹部が記者会見する予定。センター前で待機する運営する学校法人藤田学園の広報担当者は「国から（下船などの）連絡を待っている」と、受け入れ状況で今後の対応などについては肩初住民にも丁寧に説明してゆく」と話した。

センターは、近隣の岡崎から一キロほど離れた区画整理中の地域にあり、周辺には商業施設などの建設予定地が広がる。民家も点在し、道交点で東側には小学校もある。付近の住民からは、おぼろげな受け入れ理解を示す声も聞かれた。

毎日、夕方になるとセンター前を散歩し

## 当初電話殺到

新型コロナウイルスを巡っては、千葉県勝浦市のホテルが一月末から二週間、中国・武漢市からのチャーター便で帰国し、肺炎の症状がなく経過観察となった約百九十八人を受け入れた。

当初は勝浦市に市民からの電話が殺到。「なぜ受け入れたのか」「風評被害はないか」といった意見もあったが、地元住民らはホテルの前の砂浜に「まなびの」と砂文字を書き、ホテルを巡り折り返し電話を贈るなどエールを送り続けた。滞在した帰国者からは感謝の言葉も上がった。

## 相模原市は18日、死亡した患者と

担当看護師の感染が判明した相模原中央病院（相模原市中央区）で、二人と接触のあった医療従事者ら六十九人のウイルス検査をした結果、全員が陰性だったと発表された。市は院内で感染が

広がる可能性は低いとみているが、同院によると、検査対象ではない職員の子どもが託児所の受け入れを拒まれ、別の病院からの非常勤医師の派遣が停止されるなど、早期の診療再開が見通せない状況となっている。

一 檢察官又は司法警察官吏は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官の逮捕状を得て、これを逮捕することができる。

二 檢察官又は司法警察官吏は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を得ることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求め、手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

三 現行犯人が逮捕された場合には、遅滞なく刑事訴訟法第二百二十七條及び第二百二十九條に定める時間の制限内に檢察官から裁判官に対する勾留状の請求がされなければならない。この制限された時間は、逮捕の時からこれを起算する。檢察官又は司法警察官吏がやむを得ない事情により時間の制限に従うことができなかった場合には、その事由が適当に示されたときは、裁判官は、その遅延がやむを得ない事情に基く正当なものであると認定することができる。勾留状が発せられないときは、直ちに犯人を釈放しなければならない。

四 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができる。第一号及び第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、前号の場合に準じ、遅滞なく同号に定める時間の制限内に

檢察官から裁判官に対する勾留状の請求がされなければならない。勾留状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

五 第一号乃至前号の場合その他被疑者が逮捕されたすべての場合においては、公訴の提起は、遅滞なくこれをしなければならない。勾留状の請求があつた日から十日以内に公訴の提起がなかつたときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第九條 予審は、これを行わない。

第十條 何人も、自己に不利な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

何人も、自己に不利な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第十一條 檢察官及び弁護人は、公判期日において、裁判長に告げ、被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

被告人は、公判期日において、裁判長に告げ、共同被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第十二條 証人その他の者(被告人を除く)の供述を録取した書類又はこれに代わるべき書類は、被告人の請求があるときは、その供述者又は作成者を公判期日において訊問する機会を被告人に與えなければ、これを証拠とすることができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合には、裁判所は、これらの書類については、制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

とすることができる。

刑事訴訟法第三百四十三條の規定は、これを適用しない。

第十三條 上告は、高等裁判所がした第二審又は第一審の判決に對しては最高裁判所に、地方裁判所がした第二審の判決に對しては高等裁判所にこれをすることができ、

刑事訴訟法第四百十二條乃至第四百十四條の規定は、これを適用しない。

第十四條 刑事訴訟法第四百十六條各号の場合には、地方裁判所がした第一審の判決に對しては最高裁判所に、簡易裁判所がした第一審の判決に對しては高等裁判所に、控訴をしないで、上告をすることができ、

第十五條 高等裁判所が上告裁判所である場合に、最高裁判所の定める事由があるときは、決定で事件を最高裁判所に移送しなければならない。

第十六條 上告裁判所においては、事實の審理は、これを行わない。

第十七條 高等裁判所が上告審としてした判決に對しては、その判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り、最高裁判所に更なる上告をすることができ、但し、事件を差し戻し又は移送する判決に對しては、この限りでない。

前項の上告は、判決の確定を妨げる効力を有しない。但し、最高裁判所は、同項の上告があつたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

第十八條 刑事訴訟法の規定により不服を申し立てることができない決定又は命令に對しては、その決

定又は命令において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り、最高裁判所に特に抗告することができ、

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

第十九條 檢察事務官は、捜査及び令狀の執行については、司法警察官に準ずるものとする。

第二十條 被告人に不利な再審は、これを認めない。

第二十一條 この法律の規定の趣旨に反する他の法令の規定は、これを適用しない。

附則  
この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十三年一月一日から、その効力を失う。

第十二條の規定は、この法律施行前に既にその証拠調が終つてゐる書類については、その審級に限り、これを適用しない。

この法律施行前に終結した論議に基いて言ひ渡された判決に對しては、なお刑事訴訟法の規定により上告をすることができ、

〔國務大臣(木村篤太郎君登壇)〕  
○國務大臣(木村篤太郎君) たゞいま上程に相なりました檢察廳法案外三件の提案理由を御説明申し上げます。從來裁判所構成法により、檢察は、裁判所に附置された檢察事務局の職員として檢察事務を行つてきたのであります。が、新憲法が司法權の獨立につき甚の考慮をいたしておりますことに鑑みますれば、狹義の意味の司法機關、すなわち裁判機關にあらざる檢察機關

することを相當と思ひいたしました結果、裁判所法とは別に、檢察機關の組織を定めることとしたのであります。これが檢察廳法案提案の理由であります。

本法案の立案につきましては、概ね裁判所構成法による檢察制度を踏襲することといたしました結果、その根本におきましては、重大なる變革はないと申しても差支えないのであります。従つて以下、本法案により從來の檢察制度が改革される主要なる點について申し述べたいと存じます。

第一、從來の檢察の名稱は、新憲法の用例に従ひまして檢察官に、檢察局は檢察廳に改めるといたしました。

第二に、從來の檢察をして、新憲法にいわゆる檢察官の職務を行わせることはもちろんであります。が、別に副檢察の制度を設けて、もつぱら區檢察廳において檢察官の職務を行わせることとしたのであります。このたゞ副檢察の制度を設けました理由は、裁判所法の施行に伴ひ、違警罪即決例が廢止され、從來警察署長によつて即決された違警罪、すなわち拘留とかまたは科料に該する罪が、すべて裁判所において處理されることとなり、ますために、檢察官の取扱う事件は急激に増大するのであります。今にわかに從前の檢察の資格を有する多數の檢察官を得ますことは、人的にも豫算的にもきわめて困難であるのみならず、これらの事件は必ずしもすべて從來の檢察の資格を有する者をしてこれを處理せしめるを要しないと思われまするので、從來の檢察の任用資

することを相當と思ひいたしました結果、裁判所法とは別に、檢察機關の組織を定めることとしたのであります。これが檢察廳法案提案の理由であります。

本法案の立案につきましては、概ね裁判所構成法による檢察制度を踏襲することといたしました結果、その根本におきましては、重大なる變革はないと申しても差支えないのであります。従つて以下、本法案により從來の檢察制度が改革される主要なる點について申し述べたいと存じます。

第一、從來の檢察の名稱は、新憲法の用例に従ひまして檢察官に、檢察局は檢察廳に改めるといたしました。

第二に、從來の檢察をして、新憲法にいわゆる檢察官の職務を行わせることはもちろんであります。が、別に副檢察の制度を設けて、もつぱら區檢察廳において檢察官の職務を行わせることとしたのであります。このたゞ副檢察の制度を設けました理由は、裁判所法の施行に伴ひ、違警罪即決例が廢止され、從來警察署長によつて即決された違警罪、すなわち拘留とかまたは科料に該する罪が、すべて裁判所において處理されることとなり、ますために、檢察官の取扱う事件は急激に増大するのであります。今にわかに從前の檢察の資格を有する多數の檢察官を得ますことは、人的にも豫算的にもきわめて困難であるのみならず、これらの事件は必ずしもすべて從來の檢察の資格を有する者をしてこれを處理せしめるを要しないと思われまするので、從來の檢察の任用資

命令は、執行力のある債務名義と同  
一の効力を有する。

前項の裁判の執行については、民  
事訴訟に関する法令の規定を準用す  
る。但し、執行前に裁判の送達をす  
ることを要しない。

第四百九十一條 没収又は租税その他  
の公課若しくは事實に関する法令の  
規定により言い渡した罰金若しくは  
追徴は、刑の言渡を受けた者が判決  
の確定した後死亡した場合には、相  
続財産についてこれを執行すること  
ができる。

第四百九十二條 法人に対して罰金、  
料、没収又は追徴を言い渡した場  
合は、その法人が判決の確定した後  
合併によつて消滅したときは、合併  
の後存続する法人又は合併によつて  
設立された法人に対して執行するこ  
とができる。

第四百九十三條 第一審と第二審とに  
おいて、仮納付の裁判があつた場合  
に、第一審の仮納付の裁判について  
既に執行があつたときは、その執行  
は、これを第二審の仮納付の裁判で  
納付を命ぜられた金額の限度におい  
て、第二審の仮納付の裁判について  
の執行とみなす。

前項の場合において、第一審の仮  
納付の裁判の執行によつて得た金額  
が第二審の仮納付の裁判で納付を命  
ぜられた金額を超えるときは、その  
超過額は、これを還付しなければな  
らない。

第四百九十四條 仮納付の裁判の執行  
があつた後に、罰金、料又は追徴  
の裁判が確定したときは、その金額  
の限度において刑の執行があつたも  
のとみなす。

前項の場合において、仮納付の裁  
判の執行によつて得た金額が罰金、  
料又は追徴の金額を超えるとき  
は、その超過額は、これを還付しな  
ければならない。

第四百九十五條 上訴の提起期間中の  
未決勾留の日数は、上訴申立後の未  
決勾留の日数を除き、全部これを本  
刑に通算する。

上訴申立後の未決勾留の日数は、  
左の場合には、全部これを本刑に通  
算する。  
一 檢察官が上訴を申し立てたと  
き。  
二 檢察官以外の者が上訴を申し立  
てた場合においてその上訴審にお  
いて原判決が破棄されたとき。

前二項の規定による通算について  
は、未決勾留の一日を刑期の一日又  
は金額の二十円に折算する。  
上訴裁判所が原判決を破棄した後  
の未決勾留は、上訴中の未決勾留日  
数に準じて、これを通算する。

第四百九十六條 没収物は、檢察官が  
これを処分しなければならぬ。  
第四百九十七條 没収を執行した後三  
箇月以内に、権利を有する者が没収  
物の交付を請求したときは、檢察官  
は、破壊し、又は廃棄すべき物を除  
いては、これを交付しなければなら  
ない。

没収物を処分した後前項の請求が  
あつた場合には、檢察官は、公費に  
よつて得た代償を交付しなければな  
らない。  
第四百九十八條 偽造し、又は変造さ  
れた物を返還する場合には、偽造又  
は変造の部分とその物に表示しなけ  
ればならない。

偽造し、又は変造された物が押収  
されてないときは、これを提出さ  
せて、前項に規定する手續をしなけ  
ればならない。但し、その物が公務  
所に属するときは、偽造又は変造の  
部分を公務所に通知して相当な処分  
をさせなければならない。

第四百九十九條 押収物の還付を受け  
るべき者の所在が判らないため、又  
はその他の事由によつて、その物を  
還付することができない場合には、  
檢察官は、その旨を官報で公告しな  
ければならない。

公告をしたときから六箇月以内に  
還付の請求がないときは、その物は  
國庫に帰属する。  
前項の期間内でも、借借のない物  
は、これを廃棄し、保管に不便な物  
は、これを公賣してその代償を保管  
することができる。

第五百條 訴訟費用の負担を命ぜられ  
た者は、貧困のためこれを完納する  
ことができないときは、訴訟費用の  
負担を命ずる裁判を言い渡した裁判  
所に、訴訟費用の全部又は一部につ  
いて、その裁判の執行の免除の申立  
をすることができる。

前項の申立は、訴訟費用の負担を  
命ずる裁判が確定した後十日以内に  
これをしなければならぬ。  
第五百一一條 刑の言渡を受けた者は、  
裁判の解釈について疑があるとき  
は、言渡をした裁判所に裁判の解釈  
を求める申立をすることができる。

第五百二條 裁判の執行を受ける者又  
はその法定代理人若しくは保佐人  
が、執行に関し檢察官のした処分を  
不当とするときは、言渡をした裁判  
所に異議の申立をすることができる。

第五百三條 前三條の申立は、決定が  
あるまでこれを取り下げることがで  
きる。

第三百六十六條の規定は、前三條  
の申立及びその取下についてこれを  
準用する。

第五百四條 第五百條乃至第五百二條  
の申立についてした決定に対して  
は、即時抗告をすることができる。  
第五百五條 罰金又は料料を完納する  
ことができない場合における労働場  
留置の執行については、刑の執行に  
関する規定を準用する。

第五百六條 第四百九十條第一項の裁  
判の執行の費用は、執行を受ける者  
の負担とし、民事訴訟に関する法令  
の規定に準じて、執行と同時にこれ  
を取り立てなければならない。  
附則  
この法律は、昭和二十四年一月一  
日から、これを施行する。

○鈴木國務大臣 ただいま上程に相な  
りました刑事訴訟法を改正する法律案  
の提案理由について、御説明申し上げ  
ます。  
新憲法は、各種の基本的人權の保障  
について、格別の注意を拂つてゐるの  
であります。なかんずく刑事手続に  
関しましては、わが國における従来の  
運用に鑑み、特に第三十一條以下數箇  
條を劃いて、きわめて詳細な規定を設  
けているのであります。しかもこれら  
の新憲法の規定は、英米法系的色彩の  
濃いものでありまして、これを完全に  
実施するためには、大陸法系的傳統の  
もとにつくられた現行刑事訴訟法に  
は、根本的な改正を加える必要がある  
のであります。さらにはまた新憲法は、

第六章におきまして、司法權の獨立を  
強化し、最高裁判所に違憲立法審査權  
や、規則制定權を與えるとともに、そ  
の構成にも、特別の配慮をいたしてい  
るのであります。そのため新たに裁  
判所法や檢察廳法の制定が必要とされ  
たのであります。この方面からも、  
現行刑事訴訟法には、幾多の改正が  
免かれなれないことになつたのであり  
ます。

政府におきましては、さきに臨時法  
制調査會を設け、憲法附屬の他の諸法  
律とともに、刑事訴訟法改正法律案の  
要綱についても審議を申すを得まし  
て、これにその後の研究の結果を加  
へ、昨春、一應の成案を得るに至つた  
のであります。さき、この事情で、  
そのまゝこれを提案する運びにならな  
かつたのであります。それでやむな  
く、新憲法の要求する最小限度の手当  
をするため、この案の中から要点を抜  
き出して、應急措置を講じて、新憲法  
施行の日を迎えた次第でありました。  
これがすなわち日本國憲法の施行に伴  
う刑事訴訟法の應急的措置に関する法  
律でありまして、殊に犯罪捜査の部門  
において、一大變革をもたらしたもので  
あります。以下簡単に應急措置法と  
異稱いたしますが、新憲法下の刑事手  
続は、この應急措置法と現行刑事訴訟  
法とが、二者一体となつて、そのもと  
に運営されてきてゐるのであります。  
政府におきましては、その後も引続き  
研究を進めてまいり、昨秋最高裁判  
所の規則制定權との關係等をも考慮に  
入れ、先ほど申し上げました案にさら  
に修正を加えた案を完成したのであり  
ました。しかし、今回、さらにこの  
案に対して、有力な學者、裁判官、檢

わけです。それはこれから徐々に御研究をなさるというのでは余りに急過ぎるのではないかと思ひます。それでもこれはできない。尙その点は政府の責任あるお言葉を伺うべくお求めしておきます。

では只今の法案に対する質疑はこの程度にして後日に譲ることになります。

○委員(伊藤修吉) 次に檢察廳法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず本案に対するところの政府委員の御説明をお願いいたします。

○政府委員(高橋一郎) 檢察廳法の一部を改正する法律案の逐條説明をいたします。

先ず第十五條関係でございますが、檢察官の任免については、従來檢察廳法第十五條に基いてこれを行なつたのであります。本年一月八日人事院規則一—三が施行され、國家公務員法第五十五條以下の國家公務員の任免に関する規定がその適用を見ることになりましたので、檢察官の任免についても國家公務員法の規定によることとなり、法務總長がこれを行うこととなつたのであります。併し認定官たる檢察總長、次長檢察事及び各檢察長につきましても、檢察事務の主腦者たるその職責に鑑み、従來のごとく内閣がその任免を行うことが適当と認められ、又その手続の面よりいたしまして、認定官たる性質よりして認定について内閣の奏請を必要とする關係上、むしろ任免をも内閣がこれを行うことが適当と認められるので、この主旨に従つて本條第一項を改正したのであります。そ

うしては、國家公務員法の原則に従つて法務總長がこれを任免するものとし、その結果第二項はこれを存置する必要があることとなるので、これを削除したのであります。

次に第十八條関係でございますが、政府におきましては、従來の高等試験に代るものとして司法試験法を立案し、國會の御審議を受けることとなつておりますが、これに伴つて本條第二項第一号を改正する必要を生じたのであります。本案におきましては、本号に掲げる試験は司法修習生たる資格を得る試験と同一のものであることを明らかにすることを適当と認め、その主旨の改正をいたしたのであります。

第二項及び第四項中の「副檢察事務委員」につきましては、國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひまして、その名称を改正する必要を生じたのであります。

第十九條關係につきましては、法務廳設置法の一部を改正する法律により、「法務廳」は「法務府」と改められることとなつたので、これに伴つて本條についても整理を加える必要を生じたので、第五号につきましては、現在一級官吏選考委員会というものは存在しませんので、本号の規定を置く必要がないので、これを削除したのであります。

次に第二十三條關係でございますが、本條については三種の改正を行うこととしました。即ち、第一は、國家行政組織法、法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひ、「檢察官資格審査委員会」を「檢察官資格審査会」と、「法務廳」を「法務府」に改めたことであり

ます。第二は、第十五條の改正により、檢察總長、次長檢察事及び各檢察長については内閣が、その他の檢察官については法務總長が、その任免を行うこととなり、また、認定官以外の檢察官についても、認定官以外の資格審査会に議決を経て、法務總長が任免するものとし、これを改めさせていただきます。

第三は、檢察官資格審査会に予備委員を置く旨の規定を加えたこととあります。予備委員については、先きに本條第五項に基き、檢察官資格審査委員会令、昭和二十三年政令第二九二号中にこれを規定したのであります。これは委員会に関する重要事項であり、且つ國會議員については、國會法第三十九條により、内閣總理大臣、その他の國務大臣、内閣官房長官、各省次官を兼ねる場合及び國會の議決に基いて内閣行政各部における各種の委員、顧問、參與その他これに準ずる職務に就く場合の外は、法律で定めた場合でなければ國會又は地方公共團體の公務員を兼ねることができないことになつてゐるので、これを法律により規定することを適当と認めたのであります。

而して、本案においては、予備委員は、各委員に對應して置かれ、その資格は對應する委員と同一の資格を要するものとし、國會議員たる予備委員は、委員の場合と同様に、それ／＼衆議院又は參議院において、これを選出するものとしたのであります。

第二十九條關係では、國家行政組織法によれば、行政機關の職員は法律でこれを定めることとなつてゐるので、これに従ひ檢察官の定員も法律でこれを定めることとしたのであります。

第三十條關係では、本條に規定する三級官吏の進退に関する権限の委任並びに檢察事務官、檢察技官の支部勤務命令については、國家公務員法第五十五條第二項の規定が優先する結果、何れもすて不要となつたので、これを削除したのであります。

第三十二條の二は、檢察官は、刑事訴訟法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やは、直接刑事裁判の結果に重大な影響を及ぼすものであります。このような職責の特殊性に鑑み、従來檢察官については、一般行政官と異り、裁判官に準ずる身分の保障及び待遇を與えられたのであります。この檢察官の特殊性は、何ら變ることなく、従つてその任免については、尙一般の國家公務員とは、おのずからその取扱を異にすべきものであります。よつて、本條は、國家公務員法附則第十三條の規定に基き、檢察廳法中、檢察官の任免に関する規定を國家公務員法の特例を定めたものとしたのであります。

次に第三十七條關係でございますが、本條第二項によれば、檢察廳法施行前并補士試験として一年六月以上の実務修習を終了した者は、第十八條及び第十九條の適用については、その考試を終了した時に司法修習生の修習を終了したものとみなされるのであります。檢察廳法施行の際并補士試験であつて、未だ考試を終了しなかつた者は、その後考試を終了した場合でも、右のような資格を認められなかつた。ところがかかる者の中には檢察することを志望してゐる者もあり、裁判所法第四十一條

乃至第四十四條の適用については同法施行令第十條第三項で、これらの者を司法修習生の修習を終了したものとみなしておりますので、檢察官たる資格に關しても、これと同様の取扱をすることとしたのであります。第三項の追加は、外地并補士に檢察たる資格を附與する規定であります。裁判所法施行令によれば、三年以上并補士たる者は、檢察の資格を有することとなつており、その結果これらの者については、檢察廳法第三十七條第一項の規定により、檢察たる資格を得た時に、司法修習生の修習を終了したものとみなされるのであります。が、并補士たる資格を有する者が三年以上外地并補士をしてきた場合、又は内地外地の并補士在職を通じて三年以上なる場合にも、右同一の取扱をなすことが相当であり、又并補士たる資格を有する者が、朝鮮并補士令による并補士試験として一年六月以上の実務修習を終了した場合には、内地の并補士試験として一年六月以上の実務修習を終了、考試を終了した場合と同一の取扱をするのを相当と認め、判事補の職權の特例等に関する法律第三條の規定になつて、第三項としてこの趣旨を規定することとしたのであります。

次に附則であります。第一項については、本案は、その大部分の規定が、國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひ改正規定でありますので、これらの法律とそれの施行期日を一致することとしたのであります。第二項及び第三項は、本則による改正に伴ひ必要な経過規定を設けたものであります。以上を以ちまして簡單であります。

# 定年制度についての見解

人事院は、8月9日、総理府総務長官宛総裁書簡をもって、国家公務員の定年制度についての見解を表明した。この書簡は、昭和53年2月3日、総務長官から依頼のあった定年制度について、人事院の見解をとりまとめたものである。

## 書簡(全文)

昭和54年8月9日

総理府総務長官 三原朝雄 殿

人事院総裁 藤井貞夫

## 国家公務員の定年制度について

昭和53年2月3日、貴職から御依頼のあった標記の件につきましては、国家公務員制度上の重要な問題でありますので、公務部内における高齢職員の在職状況、民間における定年制度の状況など各般にわたる事項について詳細な調査を行うとともに、公務の能率的運営の確保、人事行政の安定的運営の保持、職員の退職後の生活問題など様々な観点から慎重に検討を重ねて参りましたが、今般、その見解をとりまとめました。この件についての人事院の見解は、別紙のとおりであります。

以上

別 紙

## 1 定年制度導入の意義

現在、高齢職員の退職は、一般的には、省庁ごとに、職員の在職状況などその実情に応じて職種、役職段階ごとに一定の基準年齢を設け、個々の職員に対し退職を勧奨するという方法によって行われている。この勧奨には、法的強制力がないためおのずから一定の限界はあるものの、公務部内における新陳代謝を図る上で、従来、それなりの機能を果たしてきた。

このような退職管理の下での高齢職員の在職状況をみると、60歳以上の職員の在職者数及びその全職員に占める比率は、最近、若干減少してきているものの、55歳以上の職員のそれらは、いずれも徐々に増加してきてい

る。また、給与法適用職員の平均年齢は、年々高まりつつあり、昭和54年には40.5歳になっている。

近年、我が国の人口構造の急激な高齢化の影響もあって、勤労者の間に高齢まで就業したいという意識が高まってきている。このことは、公務部内においても例外ではなく、高齢者の労働市場が狭いことなどと相まって、近い将来、勧奨は十分に機能しにくくなり、公務部内における職員の高齢化の傾向が次第に強まるものと考えられる。その結果、組織の活力の低下、昇進の停滞による職員の志気の低下等をもたらす、公務の能率的運営に支障を来すおそれがある。

このような情勢に対処するためには、適正な新陳代謝の促進と長期的展望に立った計画的な人事管理の展開を通じて、職員の志気の高揚を図り、組織の活力を維持するとともに、職員を安心して公務に専念せしめ、もって、より能率的な公務の運営を期待し得るよう、退職管理制度を整備される必要があると認められる。

これを実現する手段の一つとして、国家公務員制度に定年制度が導入されることは意義のあるところである。

## 2 定年制度の内容等

定年制度が実施される場合には、次の内容によるものが適当であると考えられる。

### (1) 適用範囲

定年制度は、適正な新陳代謝の促進を図るとともに、計画的な安定した人事管理の確保等を目的とするものであるため、任期を定めて又は臨時的に任用される職員を除く一般職に属する常勤の職員に適用するものとする。ただし、検察官及び大学の教員については、既に検察庁法及び教育公務員特例法により、定年制度に関する規定が設けられているので、それらの規

定するところによるものとする。

なお、国の経営する企業に勤務する職員の定年制度については、企業としての自主性等を考慮すると、別に法律をもって定めることが望ましい。

### (2) 定 年

各省庁の退職管理の実態、民間企業における定年制度の動向、我が国の人口の高齢化傾向等を総合的に判断し、定年は、原則として、60歳とするものとする。

ただし、公務部内には多種多様な職種が存在し、その中には、職務の特殊性にかんがみ、定年を60歳と異なる年齢とすることが適当であると認められるものもあるので、これらについては、人事院規則をもって別段の定めをするものとする。

### (3) 退 職 日

定年に達した職員の退職日は、各省庁の公務運営への影響を考慮して、定年に達した日からその日の属する会計年度の末日までの間で各省庁の長が定める日とするものとする。

### (4) 勤務延長及び再任用

定年に達した職員が退職することにより、公務運営に著しい支障を来す場合などもあるので、それらの場合には勤務延長又は再任用によって対処し得るよう措置するものとし、その実施基準は人事院規則で定める

ものとする。

### (5) 実施時期等

定年制度は、各省庁における現行の退職管理の実態と定年制度との調整、人事計画の見直しに要する期間等に配慮し、5年程度の準備期間を置いて実施するものとする。

各省庁の長は、定年制度を円滑に実施に移すことができるよう、定年制度実施までの間に、適正な退職管理の推進その他の準備を行う必要がある。

### (6) 経過措置等

定年制度の実施の際に既に定年に達している職員の取扱い等について、所要の措置を講ずるものとする。

## 3 人事関係諸制度の検討等

定年制度の実施に伴い、長期的展望に立った安定的な人事施策の策定及び推進が一層可能になるように、人事院としては、昇任制度、研修制度等人事行政制度全般にわたって、なお引き続き研究を重ねて参る所存であるが、各省庁においても、能率的な公務の運営が促進されるよう、成績主義の徹底、能率増進施策の推進等を図っていく必要がある。

なお、定年制度実施後も、退職勧奨を行う必要のある場合も見込まれるので、この点について引き続き配慮することが望ましい。

## 参 考 資 料

(定年制度関係)

第1表	一般職の国家公務員の年齢別在職者数の推移	55
第2表	一般職の国家公務員の俸給表等別年齢別在職者数の推移	56
第3表	給与法適用職員の平均年齢の推移	58
第4表	一般職の国家公務員の年齢別退職者数の推移	59
第5表	一般職の国家公務員の俸給表等別年齢別退職者数の推移	60
第6表	勧奨基準年齢別省庁数	62
第7表	民間企業における定年制度等の概況	62

応接録

相談者 法務省刑事局総務課

担当者 榑参事官

相談年月日 令和2年1月17日～令和2年1月21日

〔件名〕勤務延長制度（国家公務員法第81条の3）の検察官への適用について

---

〔相談・応接要旨〕

標記の件名について、別添のとおり、照会があったところ、意見がない旨回答した。

---

〔備考〕

近藤長官及び岩尾次長に御相談済み。